地域安全マップ作りでのハザードマップの活用 (例)

自分たちの生活する地域における災害発生時の危険を知り、正しい備えと適切な判断、行動がとれるようにするために、発達段階に合わせて地域安全マップを作成することは有効である。その際に、各市町村が作成している各種ハザードマップを活用していくことも地域の危険を把握する上で有効である。

ハザードマップとは

「ハザードマップ」とは、地震、津波・高潮、土砂、洪水などの自然災害が発生した際、予測される被害の大きさと、被害が及ぶ範囲を地図化したものである。

地域ごとに発生が予測される災害に応じたマップが作成されており、各市町村がホームページで公開していたり、冊子として配布したりしている。

主なハザードマップの種類と内容

浸水予想区域図

国や都道府県が指定した河川が氾濫した場合、**浸水が想定される区域の推進や浸水継続時間など**が記載されたもの。

洪水ハザードマップ

市町村が、「浸水予想区域図」をもとに「洪水ハザードマップ」を作成し、公開している。最寄りの避難場所や安全な避難経路などより詳細な情報が記載されている。

土砂災害ハザードマップ

「土砂災害ハザードマップ」には、各都道府県が指定した区域が、豪雨や地震などの影響で土砂災害が起こりやすい状態になった場合、崖崩れや土石流などが発生する恐れのある箇所と区域を示したもの。避難場所などの情報が記載されている。

津波・高潮ハザードマップ

湾岸部や海岸付近に隣接している市町村では、大規模な地震の後の津波や台風の接近によって・高潮が発生する恐れがあるため、「津波・高潮ハザードマップ」を作成している。大規模な津波・高潮が発生した際に予測される浸水区域や想定水深、最寄りの避難場所などが記載されている。

地震ハザードマップ

「地震ハザードマップ」には、各市町村の地盤や断層の状態から判断した、地震の発生地点や被害範囲が記載されている。揺れやすさ(想定される最大震度)や、液状化危険度、最寄りの避難場所や避難所などが記載されている。

*各ハザードマップでは、それぞれの災害で想定される危険度が一目でわかるように、危険度ごとに色別で記載されている。

地域安全マップを作成する際には、災害の種類に応じて、最も安全な避難場所、避難経路を確認しておくことが大切である。避難経路・通学路等に冠水箇所はないか、土砂災害危険箇所はないか等を確認し、何通りかの避難経路・帰宅ルート等を考えておくことも必要である。

中学・高校生は、ある程度の土地勘があるため、学区の住宅地図等にハザードマップを重ね地域安全マップを作成することも可能である。

避難訓練(例)

避難訓練は、火災、地震、津波、風水(雪)害、火山活動及び原子力災害等の災害の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことを指導して特別活動で行われる実践的な教育の場である。このような災害時の避難等の指導は、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うようしなければならない。また、災害などの発生の際、幼児・児童や高齢者及び障害のある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

1 新年度当初に行う避難訓練(例)

想 定 「地震発生に伴う、火災の発生よる避難」

ねらい ・ 地震発生時及び火災発生時の基本的な避難行動・避難経路を理解し、安全な避難方法を身に付ける。

事前指導・地震発生時にはどのような危険が予測されるか考えさせ、どのように危険回避するべき か具体的に考えさせる。

(物が落ちてくる → 机の下に隠れる、 ガラスが割れる → 上履きをきちんと履く 等)

・火災発生時の避難の際に気を付けるポイントを確認する。

(煙を直接吸わないように、ハンカチで口と鼻をふさぎ、低い姿勢で避難する等)

事後指導・避難の行動が正しくできていたか振り返る。

・今後の生活の中で、気を付けること、事前に備えられることについて考える。

(高いところに重いものを置かない、避難の邪魔になるようなものは置かない、ハンカチは必ず 身に付けておく、避難経路は2通り以上確認しておく 等)

2 授業中以外(休み時間、清掃活動、始業前 等)に行う避難訓練(例)

想 定 「教師不在の中で行う避難(地震)」

ねらい・地震発生時及び火災発生時の基本的な避難行動を理解し、教師の指示を受けずに、自ら安全な避難方法を考え行動する。

事前指導・地震発生時、通常使用している教室以外の場所にはどのような危険が予測されるか考え させ、どのように危険回避するべきかを具体的に考えさせる。

(校庭、体育館、廊下、特別教室、トイレ等 それぞれの場所の危険を予測し、回避方法を考える)

1次対応:「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所」に待避し身を守る

2次対応:放送や教師の指示に従い、校庭等に避難する

(余震の恐れ、全校児童生徒の安否確認)

事後指導・避難の行動が正しくできていたか振り返る。

・今後の生活の中で、気を付けること、事前に備えられることについて考える。

(自分の安全確保はもちろんのこと、まわりの人にも声をかけ、安全に避難する 自助・共助)

(学校外での活動中についても考える。 通学途中、放課後遊んでいるとき、家にいるとき 等)

3 水害の避難訓練のパターン(例)

想 定 「大雨による河川の氾濫の恐れ」

避難訓練のパターン

- 1 水平避難(高台避難)(学校敷地の浸水の目安が3m以上)
 - 浸水想定区域にある場所から近隣の高台に避難する訓練をおこなう。
- 2 垂直避難(学校敷地の浸水の目安が0.5~3m未満、または0.5m未満) 避難前に浸水が生じてしまったケースを想定して、学校の屋上や上層階に避難する訓練を行う。
- 3 学校待機(学校敷地は浸水想定区域外)

浸水想定区域に校舎は立地していないが、校区内に浸水想定区域が存在する場合には、学校に 待機する。→保護者への情報伝達訓練(連絡メールの配信訓練等)

想 定 「大型の台風(大雨)の接近に備えた避難訓練」

避難訓練のパターン

- 4 集団下校 水害リスクの事前対応として、雨が降る前に集団下校にて帰宅する訓練
- 事前指導・風水害の危険について理解をさせ、地域の危険な場所等を確認する。
 - ・各種防災情報の活用の仕方を理解させる (天気予報、各種警報、警戒レベル情報、地域のハザードマップの活用 等)
- 事後指導・避難の行動が正しくできていたか振り返る。
 - 今後の生活の中で、気を付けること、事前に備えられることについて考える。(学校外での活動中についても考える。 通学途中、放課後遊んでいるとき、家にいるとき 等)
 - *避難訓練の各パターンの詳細については、国土交通省ホームページ 防災教育ポータル 学校関係者向け「水災害からの避難訓練ガイドブック」を参照

<避難訓練の指導計画作成や指導上の主な配慮事項>

- ○実施の時期や回数は、児童生徒の実態、地域の実情に基づいて年間を通して、季節や安全管理との関連などを考慮して適切に設定する。
- ○訓練は、授業中だけを想定せず、休み時間や登下校時等、児童生徒等が分散している場合や、放送設定が使用できない場合なども想定するとともに、遠足(旅行)や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、児童生徒等が自ら安全な行動を考え、判断し、行動できるようにする。
- ○1 次避難行動のみのワンポイント避難訓練やシェイクアウト訓練等、時間をかけずに様々な場面で繰り返し訓練することで、**いつでもどこでも、児童生徒等が自ら安全な行動を考え、判断し、行動**できるようにする。
- ○訓練が、形式的、表面的にならないように、訓練を通して**児童生徒等が自らの行動を振り返り、課題を 見つけ、改善を図るというような課題解決の学習**の流れとなるよう、意図的計画的に実施する。
- ○避難に際しては、安全管理上、人員の掌握訓練が重要であり、不可欠であることを児童生徒等に確実に理解させ、行動できるようにさせる。
- ○避難に際して、安全かつ敏速に能率的な集団行動ができるようにするため、平素から様々な場面で の集団行動を重視して指導する。

小学校

「警戒(けいかい)レベル」って何?



台風や大雨が降った時に、川の水があるれたり、土砂くずれがおきたりしそうなときに、避難をよびかける情報が出されます。それを、わかりやすくしたものが「警戒(けいかい)レベル」です。

(10) (たけんど)	警戒 レベル 5	発表される 栄況 災害発生 または切迫 けいかい く警戒しべ	住民が 取るべき行動 いのち きけん 命の危険 たた あんぜんかくほ 直ちに安全確保!	おいまうほうとう
	4	がい 災害のおそれ 高い 災害のおそれ	きけん ばしょ 危険な場所から ぜんいんひなん 全員避難 きけん ばしょ 危険な場所から	ひなんしじ 避難指示 ※2 (市町村長が発令) こうれいしゃとうひなん
	3	あり	こうれいしゃとう ひゅん 高齢者等は避難	高齢者等避難 (市町村長が発令)※3
	2	^{きしょうじょうきょうあっか} 気象状況悪化	agin ひなんこうどう 自らの避難行動 かくにん を確認	おおあめ、こうずい 大雨、洪水、 たかしおちゅういほう 高潮注意報 (気象庁が発表)
低	1	こんごぎしょうじょうきょう 今後気象状況 _{あっか} 悪化のおそれ	************************************	そうきちゅういじょうほう 早期注 意 情 報 (気象庁が発表)

- **1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

参考:内閣府〔防災担当〕 「避難情報に関するガイドライン」

- ○警戒(けいかい)レベル3や4が出されたときに、すぐに避難できるように、いざというときの避難場所や 避難所を、家の人といっしょにハザードマップで確認しておきましょう。(避難するのにどれくらい時間がかか るのかも調べておきましょう。)
- ○レベル5になってしまったときは、外は危険なので、家の中のできるだけ高いところで助けを待ちます。